

第 32 回 喜多方市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和 5 年 7 月 21 日（金）午後 1 時 30 分
会 場 山都保健センター 多目的ホール

2. 委員定数 19 名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 19 番 京野 貞夫
会長職務代理者 18 番 齋藤 澄子
委 員

1 番 高橋 忠一	2 番 高野 進	3 番 渡部 清孝
4 番 小沢 勝則	5 番 武藤 常雄	6 番 二瓶 崇
7 番 菊地 貴	8 番 山口 久人	9 番 大津 康男
10 番 小林千代松	11 番 平田 恭一	12 番 木戸 賢治
13 番 木村富士男	14 番 小林 博行	15 番 菅井 大輔
16 番 岩崎 茂治	17 番 佐藤 光伸	

4. 本日の総会に欠席通告した委員

なし

5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6. 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 69 号 会務報告について

報告第 70 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

7. 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 164 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 165 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 166 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第 167 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 168 号 現況確認証明申請について

議案第 169 号 農用地利用集積計画について

議案第 170 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩 下 正 勝

次長兼農地係長 誂 高 文 信

農政係長 大 竹 秀 樹

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 長谷川 修

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 安 部 吉 晃

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 小 林 さおり

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

本日は大変お忙しいところ第32回総会にご出席をいただきまして誠にご苦勞様でございます。また、令和5年度の視察研修会、親睦会

については、皆様のご協力で盛会に開催することが出来ました。皆様のご協力に感謝を申し上げます。ありがとうございました。また、明日か明後日にも气象台が梅雨明け宣言をするものとみています。今年の梅雨は長雨、日照不足ということで先度佐藤委員から話があった様に、やはり生育が遅れており、トマトは着色がいまひとつということで、収量と品質にかなり影響が出てきているのかと思います。水稻についてもこれから稲が出種をして来ます。やはり水稻においては、カメムシ等で大きな被害を被る恐れもありますので、徹底した防除などを行って、会津ブランド米の生産に皆様頑張ってくださいと思います。これから梅雨が明けますと夏本番ということで、かなり気温が上がりますので熱中症、それからコロナ対策には引き続き万全を期して、それぞれ日々行動をお願いしたいと思います。また座談会の開催のスケジュールではありますが、話を聞きますと今月末から座談会の日程が組まれたという地区もありますので、皆さんもよく事務局と相談しながら、その内容等について詳細を詰めて万全を期して、集落座談会に臨んでいただきたいと思います。来月は農地パトロール及び今年も荒廃農地の非農地化に係る現地調査が予定されています。座談会、農地パトロールということで大変な業務が今月末、来月と組まれていますので要領よく活動にあたってくださいと思います。

さて、本日の総会には、報告2件、議案7件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、おりません。

定足数に達しておりますので、これより第32回喜多方市農業委員会

総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、7番 菊地貴委員、8番 山口久人委員を指名いたします。

（報告事項）

○議長

はじめに、「報告第69号 会務報告について」、「報告第70号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第69号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第70号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔1 件を朗読、説明。〕

○議長

ありがとうございました。

それではここで、報告第69号及び報告第70号の報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第69号及び報告第70号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第69号及び報告第70号は了承することにしました。

（議案審議）

○議長

議案審議に入ります。

「議案第164号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

なお、本案件中、所有権移転のNo.1を除く案件について、先に事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転のNo.1を除く、権利設定1件、所有権移転3件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo. 1 については、1番 高橋忠一委員、所有権移転のNo. 2 については、6番 二瓶崇委員、No. 3 については、14番 小林博行委員、No. 4 については、5番 武藤常雄委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○高橋忠一委員

〔権利設定のNo. 1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

1番高橋です。農地法第3条権利設定の案件No. 1 について、報告いたします。去る7月7日午前9時ごろから被設定人の〇〇〇さん立ち会いのもと現地調査並びに申請者からの聞き取り調査を行いました。設定人の〇〇〇さんは欠席のため電話にて確認をいたしました。現地は地目は田で、設定人の〇〇〇さんが高齢のため耕作管理が出来なくなったということで、本家、分家の関係にもあたることから〇〇〇さんの方に貸し付けるそうです。現在も稲の作付けがなされており、周辺は東側は墓地になっており、北側は住宅地になっております。道路を挟んで西側は水田、南側に〇〇〇さんの作業小屋兼車庫が建っております。賃借権設定に伴い周辺農地に支障を及ぼすことはなく適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○二瓶崇委員

〔所有権移転のNo. 2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

6番二瓶です。農地法第3条所有権移転の案件No. 2 について、説明申し上げます。去る7月8日午前9時より譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇さん立ち会いのもと実情並びに現地調査を行いました。当申請地は、譲受人の自作地と隣接しており、譲渡人は距離が離れているため耕作管理が出来ないことから、譲受人が以前から草刈等の管理をしておりました。今般、作業効率の向上及び規模拡大のため譲り受けるものであり、周辺には農地等はありませんので、周辺に支障を及ぼすことはなく、今後も適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○小林博行委員

〔所有権移転のNo.3について、現地調査の結果並びに補足説明〕

14番小林です。農地法第3条所有権移転の案件No.3について、説明申し上げます。今月の8日午前9時30分から現地調査を行いました。立ち会い人は、譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇さんと私の3名で行いました。〇〇〇さんと〇〇〇さんは妹と兄の関係です。申請地は集落の外れに位置しており、畑として耕耘してありました。〇〇〇さんが嫁いだ時から〇〇〇さんが耕作管理しており、一切の経費も兄の〇〇〇さんの方で支払いがされていきました。そのような関係で畑の売買価格については無償であります。本申請に伴う権利の取得については、周辺の農地に支障を及ぼすことなく適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○武藤常雄委員

〔所有権移転のNo.4について、現地調査の結果並びに補足説明〕

5番武藤です。農地法第3条所有権移転の案件No.4について、説明いたします。去る7月10日午前10時ころより譲渡人の〇〇〇さんは県外在住のため電話にて聞き取り調査並びに譲受人の〇〇〇さん立ち会いのもと現地にて調査を行いました。本申請に伴う権利の取得につきましては、周辺の農地に支障を及ぼすことなく適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第164号 所有権移転のNo.1を除く案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第164号 所有権移転のNo.1を除く案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第164号 所有権移転のNo.1を除く案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、議案第164号 所有権移転のNo.1の案件についてを議題といたします。

なお、本案件につきましては、5番 武藤常雄委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、武藤常雄委員の退席を求めます。

※（ 5番 武藤常雄委員退席 ）

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転のNo.1の案件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

所有権移転のNo.1について、8番 山口久人委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○山口久人委員

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

8番山口です。農地法第3条所有権移転の案件No.1について、現地調査の結果を報告申し上げます。去る7月7日午前11時から譲受人の〇〇〇さんの事務所にて代表者の〇〇〇さんと面談し、聞き取り調査を行いました。譲渡人は東京都在住で施設に入所しているため長女の〇〇〇さん

と電話で聞き取り調査を行いました。本案件は譲渡人が東京在住であるため、実家は空き家状態でした。それを〇〇〇さんの方で売って欲しいということでお願いし、売買する運びとなりました。その際に農地も無償で良いので利用してほしいとの話があり、無償で譲り受けることになりました。譲受人は稲作、タラの芽、きゅうり等手広く栽培しており、申請地にはタラの芽、キャベツの栽培に利用するとのことでした。隣接地はすべて畑で、周辺の農地には支障はないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第164号 所有権移転のNo.1の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第164号 所有権移転のNo.1の案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第164号 所有権移転のNo.1の案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

5番 武藤常雄委員の着席を求めます。

（ 5番 武藤常雄委員着席 ）

○議長

続きまして、「議案第165号 農地法第4条第1項の規定による許可

申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No. 1、No. 2について、10番 小林千代松委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○小林千代松委員

〔No. 1、No. 2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

10番小林です。農地法第4条の案件No. 1、No. 2について、隣接しておりますので一緒に報告いたします。去る7月10日午前10時ごろから誂高次長、私と申請人の〇〇〇さん、〇〇〇さんの息子さん、推進委員の善一郎さん、〇〇〇行政書士が立ち会いのもと現地調査並びに聞き取り調査を行いました。先ほど説明があったように取り付け道路が出来たために急傾斜になり、進入路にトラクターで入ると前の方が上がってしまう。また、畑を耕耘する時に道路に落下する恐れがあり、大変危険だということが転用理由です。土砂の流出については、隣接地に土砂が流出しないよう境界法面については、十分な締め固めを行うということです。また、申請地は畑のため用排水は問題はないと考えられます。周辺の農地についても畑でありますので、支障を及ぼさないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第165号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第165号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第165号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第166号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第166号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第166号について、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第166号については、原案のとおり承認することに決

定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第167号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定1件、所有権移転1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1については、10番 小林千代松委員、所有権移転のNo.1については、11番 平田恭一委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○小林千代松委員

〔権利設定のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

10番小林です。農地法第5条設定の案件No.1について、報告いたします。去る7月10日午前9時ごろ設定人の〇〇〇さんは会社員であり、母親の立ち会いのもと、〇〇〇左官工業の〇〇〇さん、誼高次長と私が出席し、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。現地は周辺が畑であり、土砂の流出については十分な締め固めを行います。また、農業用用水に関する支障については、雨水は地下浸透によって処理するということで支障はないと思われます。重機2台の駐車場にすることですので、特に周辺の農地に支障を及ぼすことはないと判断いたしました。以上です。

○平田恭一委員

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

11番平田です。農地法第5条所有権移転の案件No.1について、現地調査の結果を報告いたします。去る7月11日午後3時30分より譲渡人の〇〇

○、○○○親子は欠席、譲受人の○○○産業○○○代表立ち会いのもと事務局から塩川総合支所の長谷川主査、小林委員と私で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。申請地は塩川町御殿場六丁目でありまして、平成22年に土地区画整理事業が完了した地区で周辺は宅地化が進められており、当該地区も既に3区画に区分され上下水道も引き込み済で、地目は畑となっておりますが利用状況は不耕作地でありました。申請地の土地利用計画にあたりまして、土砂流出防止措置として当該地区は、周辺と同じ高さであり土砂の流出の恐れはない。また、農業用排水施設の機能に支障を及ぼさない措置として、雨水は地下浸透及び市道側溝へ排水し、汚水は公共下水道を利用します。また、周囲は既に宅地化となっており、日照等の営農に支障をきたすことはないという状況でした。以上により転用移転に問題なしと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第167号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、12番木戸委員

○木戸賢治委員

12番木戸です。5条設定の案件No.1についてですが、あくまでも設定ですので期間があると思うのですが、期間は何年ででしょうか。

○事務局

20年間です。

○議長

木戸委員よろしいでしょうか。

○木戸賢治委員

わかりました。

○議長

その外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第167号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第167号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第168号 現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1について、17番 佐藤光伸委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○佐藤光伸委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

17番佐藤です。去る7月11日午後2時ごろから申請人の〇〇〇さん、事務局より誼高次長と高郷総合支所の小林さん、武藤委員、石川推進委員と私の6名で現地調査を行いました。進入路はあったのですが、倒木

で前に進むことが出来ず、場所を変えてドローンにて現況確認を行いました。ドローンで撮影した画像を確認すると完全に山林化をしている状態であり、地目の変更は妥当と判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第168号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第168号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第168号については、申請書のとおり許可することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第169号 農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔利用権設定9件、所有権移転2件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第169号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第169号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第169号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第 170 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）について」を議題といたします。

この案件は、市が農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定により基本構想を定めようとするときは、同法施行規則第2条の規定により農業委員会の意見を聴くこととされております。

先に事務局より議案の朗読をさせます。

内容につきましては、提案者である喜多方市農業振興課より説明を求めます。

○事務局

〔議案の朗読。〕

○農業振興課

〔基本的な構想（案）について説明。〕

○議長

それではここで、議案第170号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、12番木戸委員

○木戸賢治委員

12番木戸です。今までは、人・農地プランでは担い手に集積というのが主だったと思いますが、今後は新たに就農する方、半農半Xなど中規模の農家も支援するという形になるのでしょうか。

○農業振興課

木戸委員のおっしゃる通り今までは認定農業者、認定新規就農者が中心で人・農地プランが進んで来て中心的経営体ということになったと思いますが、全員が兼業農家というのは拡大意向のある方、これから農業をメインで頑張っていきたいという拡大意向をもって地域の農業を担っていこうという方については、貸し借りも含めて出来るということで、目標地図に載せて行くという形になるかと思います。

○木戸賢治委員

今後は農地委員会であっせん基準の見直しが必要になるのではないのでしょうか。

○事務局

地域計画策定後の取り扱いとしては、見直しが必要になるかと思います。令和6年中には見直しをしなければならないと思います。地域計画策定後のあっせんという部分では変わって来ますので、見直しは必要だと思います。

○木戸賢治委員

判断基準を下げるとか例外とかを当然設ける必要があるということではないのでしょうか。

○事務局

基本的にはこの方針に沿った形で見直しを進める形になるだろうと思います。位置付けとしては農業を担う者という位置付けの中でいかに集積を図って行くかというところがポイントになってくるのではないかと思います。今は認定農業者という限定されていたため見直しは必要になってくるものと考えます。

○農業振興課

補足ですが、あっせん基準という考え方が大きく変わりました、誰かを見つけて来るのではなく、地域計画の中で目標地図に誰が作っただけか、誰が作るかという目標地図の実現、変更が伴って来るようになります。

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第170号について、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第170号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第32回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会） 1 5 : 0 5